

信用保証トピックス (令和7年3月)

令和7年3月14日から協調支援型特別保証制度の取扱いを開始

～金融機関と保証協会が協調して事業者の皆さまを支援します～

プロパー融資



保証付き融資

民間金融機関による保証協会の保証を付さない融資（以下「プロパー融資」という）と保証付き融資を組み合わせることなどにより金融仲介機能の一層の強化を図り、事業者の経営の安定や事業の発展など多岐にわたる経営課題解決への取り組みを後押しするため、3月14日に「協調支援型特別保証制度」が創設され、同日から保証申込の受付を開始しています。

ご利用いただける方

次のいずれかに該当する方

- ① 申込金融機関から本制度による保証付き融資の実行と原則同時に本保証付き融資額の1割以上（融資期間12か月以上）のプロパー融資を受ける方
- ② 申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行および進捗の報告を行う方

POINT：国から保証料の補助が受けられます

ご利用いただける方①に該当する場合

- ・令和7年3月14日～令和8年3月31日(保証申込受付分) 通常の保証料率のうち 1/2 相当額補助
- ・令和8年4月1日～令和9年3月31日(保証申込受付分) 通常の保証料率のうち 1/3 相当額補助
- ・令和9年4月1日～令和10年3月31日(保証申込受付分) 通常の保証料率のうち 1/4 相当額補助

ご利用いただける方②に該当する場合

- ・令和7年3月14日～令和10年3月31日(保証申込受付分) 通常の保証料率のうち 1/4 相当額補助



兵庫県信用保証協会

Tle078-393-3922 (総務企画部企画調整課)

保証料補助

適用される保証料率に応じて、各補助区分欄に掲げる料率に相当する額を国が補助します

【表1】

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率 (%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
補助 (%)	0.95	0.87	0.77	0.67	0.57	0.50	0.40	0.30	0.22
事業者負担 (%)	0.95	0.88	0.78	0.68	0.58	0.50	0.40	0.30	0.23

※1 令和7年3月14日から令和8年3月31日までの保証申込受付分に対する補助率です
(令和8年4月1日以降受付分は補助率が異なります)

※2 条件変更に伴い追加して生じる保証料については国の補助の対象外となります

【表2】

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率 (%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
補助 (%)	0.47	0.43	0.38	0.33	0.28	0.25	0.20	0.15	0.11
事業者負担 (%)	1.43	1.32	1.17	1.02	0.87	0.75	0.60	0.45	0.34

※1 条件変更に伴い追加して生じる保証料については国の補助の対象外となります

制度概要

ご利用いただける方	次のいずれかに該当する方 ①申込金融機関から本制度による保証付き融資の実行と原則同時に本保証付き融資額の1割以上(融資期間12か月以上)のプロパー融資を受ける方 ②申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う方
保証限度額	2億8,000万円(組合等の場合は4億8,000万円)
責任共有制度	責任共有対象
対象資金	事業資金
返済方法	一括返済または分割返済
保証期間	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 10年以内(据置期間は運転資金1年以内、設備資金及び運転設備資金3年以内)
担保	必要に応じて提供していただきます
保証人	必要となる場合があります(ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です)
融資利率	金融機関所定利率
保証料率	上記①の場合【表1】、②の場合【表2】を適用
添付書類	信用保証協会所定の申込資料のほか、次の資料を添付 申込人資格要件申告書兼誓約書 経営行動計画書(上記②の場合のみ)